



大津ロータリークラブ定款 大津ロータリークラブ細則

(2023年7月1日改正)

国際ロータリー第2650地区
大津ロータリークラブ

大津ロータリークラブ定款

第1条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 細 則：本クラブの細則
3. 理 事：本クラブ理事会の理事
4. 会 員：名誉会員以外の本クラブ会員
5. R I：国際ロータリー
6. 衛星クラブ：潜在的クラブ。その会員はいずれかのクラブの会員でもある。
(該当する場合)：
7. 書 面：文書化が可能なコミュニケーション。通信手段は問わない。
8. 年 度：7月1日に始まる12カ月間

第2条 名 称

本会は、大津ロータリークラブ。(国際ロータリー加盟会員)
本クラブの衛星クラブの名称は、(ロータリークラブの衛星クラブ) とする。

第3条 クラブの目的

本クラブの目的は、次の通りである。

- (a) 「ロータリーの目的」の達成を目指すこと。
- (b) 五大奉仕部門に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実施すること。
- (c) 会員増強を通じてロータリーの発展に寄与すること。
- (d) ロータリー財団を支援すること。
- (e) クラブレベルを超えたリーダーを育成すること。

第4条 クラブの所在地域

本クラブの所在地域は、次の通りである：滋賀県大津市
本クラブの衛星クラブは、本クラブと同じ、またはその周辺地域に所在するものとする。

第5条 目 的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある。

第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること。

第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること。

第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること。

第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

第6条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実際的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。
3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、地域社会における積極的平和を目指すことにより、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、積極的平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、積極的世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

第7条 会 合

第1節 例会。

- (a) 日および時間。本クラブは、細則に定められた日および時間に、定期の週の会合を開くものとする。
- (b) 会合の方法。例会は、直接顔を合わせるか、電話で、オンラインで、またはオンラインの参加型の活動を通じて開催することができる。参加型の会合は、参加型の活動が掲載される日に開かれるとみなされるものとする。
- (c) 会合の変更。正当な理由がある場合、理事会は、例会を、前回から次回の例会の間のいずれかの日、定例日の他の時間、または他の場所に変更することができる。
- (d) 取消。例会日が以下にあたる場合、理事会は、例会を取りやめることができる。
 - (1) 祝日にあたる場合、またはその週に祝日が含まれる場合
 - (2) 会員の葬儀の場合
 - (3) 全地域社会にわたる流行病もしくは災害が発生した場合、または
 - (4) 地域社会での武力紛争がある場合理事会は、ここに列記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができるが、3回を超えて続けて例会を取りやめてはならない。
- (e) 衛星クラブの例会（該当する場合）細則により定められている場合、衛星クラブは、会員により定められた場所と日時において、毎週1回、定期の会合を開くものとする。例会の日、時間、場所は、本条第1節(c)と同様の方法で変更できる。衛星クラブの各会合は、本条第1節(d)の理由によって取りやめることができる。投票手続は細則の規定通りである。
- (f) 例外。細則には、本節に従わない規定を含めることができる。ただし、クラブは少なくとも月に2回、

例会を行わなければならない。

第2節 年次総会。

- (a) 役員を選挙するため、現年度の収入と支出を含む中間報告および前年度の財務報告を発表するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されるものとする。
- (b) 衛星クラブは、衛星クラブのための役員を選挙するため、12月31日の前に年次総会を開催するものとする。

第3節 理事会の会合。理事会のすべての会合後30日以内に、書面による議事録を全会員が入手できるようにすべきである。

第8条 会員身分

第1節 一般的資格条件。本クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、事業、専門職務、および／または地域社会でよい評判を受けており、地域社会および／または世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。

第2節 種類。本クラブの会員の種類は正会員および名誉会員の2種類とする。本条第7節に従って、クラブは他の会員の種類を設けることができる。これらの会員は正会員または名誉会員としてRIに報告される。

第3節 正会員。RI定款第4条第2節(a)の資格条件を有する者は、クラブの正会員に選ぶことができる。

第4節 衛星クラブの会員。本クラブの衛星クラブの会員はいずれかのクラブの会員でもあり、これは衛星クラブがロータリークラブとしてRIから加盟が認められるまで続く。

第5節 二重会員の禁止。いかなる会員も、同時に、

- (a) 本クラブと、いずれかのクラブの衛星クラブ以外の別のクラブに所属することはできない、または
- (b) 本クラブにおいて、名誉会員になることはできない。

第6節 名誉会員。本クラブは、理事会が決定した存続期間で名誉会員を選ぶことができる。名誉会員は以下の資格を満たすものとする。

- (a) 会費の納入を免除される。
- (b) 投票権を持たない。
- (c) クラブのいかなる役職にも就かないものとする。
- (d) 職業分類を持たないものとする。
- (e) 本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができるが、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も持たないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく訪問することはできる。

第7節 例外。細則には、第8条第2節および第4～6節に従わない規定を含めることができる。

第9条 クラブの会員構成

第1節 一般規定。各会員は、その事業、専門職務、職業、または社会奉仕に従って分類されるものとする。職業分類は会員の会社、企業、団体の主要かつ一般世間が認めている事業活動を示すものか、本人の主要かつまた一般世間が認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものとする。理事会は、会員が役職、専門職務、または職業を変更する場合、会員の職業分類を修正することができる。

第2節 多様なクラブ会員基盤。本クラブの会員基盤は、年齢、性別、および民族的多様性を含め、地域社会の事業、専門職務、職業、および市民組織の多様性を表すものであるべきである。

第10条 出席

第1節 一般規定。各会員は本クラブの例会、あるいは衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクト、行事、およびその他の活動に参加するべきである。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、

- (a) その例会時間の少なくとも60パーセントに直接、電話で、またはオンラインで出席する。
- (b) 会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなり、その後退席が妥当であると示す十分な理由をクラブ理事会に提示する。
- (c) クラブのウェブサイトにて例会が掲載されてから1週間以内に定例のオンラインの会合または参加型活動に参加する。または
- (d) 次のような方法で同じ年度に欠席をメイクアップする。
 - (1) 他のロータリークラブ、仮クラブ、または他のロータリークラブの衛星クラブのいずれかの例会の少なくとも60パーセントに出席すること。
 - (2) 他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもって定刻に会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。
 - (3) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。
 - (4) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。
 - (5) クラブのウェブサイトを通じて、オンラインの会合または参加型活動に参加すること。
 - (6) ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクトクラブ、仮インターアクトクラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または
 - (7) RI国際大会、規定審議会、国際協議会、ロータリー研究会、RI理事会またはRI会長の承認を得て招集された会合、合同ゾーン大会、RI委員会会合、地区大会、地区研修・協議会、RI理事会の指示の下に開催された地区会合、ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたクラブの都市連合会に出席すること。

第2節 遠方での勤務中の長期の欠席。会員が長期にわたって遠方で業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブが合意していれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

第3節 その他のロータリー活動による欠席。欠席のメイクアップが必要とされないのは、会合のときに、会員が

- (a) 第1(d)(7)節に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。
- (b) 役員またはRI委員会の委員、TRF管理委員として、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (c) ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (d) RIに雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (e) メイクアップすることができないような僻遠の地で、地区、RI、またはTRFの提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または
- (f) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、例会に出席できない場合。

第4節 RI役員の欠席。会員が現役のRI役員または現役のRI役員の配偶者／パートナーである場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

第5節 出席規定の免除。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会は、正当かつ十分な理由、条件、および状況によるものを承認する。このような出席規定の適用の免除は、最長12カ月間までとする。ただし、健康上の理由、子どもの誕生または養子縁組の後、または里親期間中に欠席となる場合は、理事会が当初の12カ月を超えて延長することができる。

(b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、少なくとも20年のロータリアン歴があり、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、これらの要件が満たされているのみが考慮に入れられた場合。

第6節 出席の記録。本条第5節(a)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第4節または第5節(b)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

第7節 例外。細則は、第10条に従わない規定を含めることができる。

第11条 理事および役員および委員会

第1節 管理主体。本クラブの管理主体は、細則に規定される理事会である。

第2節 権限。理事会は全役員および全委員会に対して総括的管理権を持ち、正当な理由がある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

第3節 理事会による最終決定。クラブのあらゆる事項に関して、理事会の決定は最終的なものであって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、理事会が会員身分の終結の決定をした場合、会員は第13条第6節の規定に従って、クラブに提訴するか、調停または仲裁に訴えることができる。理事会の決定を覆すための提訴は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票を必要とする。そして、当該例会の少なくとも5日前に、幹事が当該提訴の予告を各会員に対して与えていなければならない。提訴に対するクラブの決定が最終決定である。

第4節 役員。クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1名または数名の副会長も役員に含めることができ、これら全員を理事会メンバーとする。また、会場監督もクラブ役員であるが、細則が定める場合、理事会のメンバーとすることができる。各役員と理事は、本クラブの瑕疵なき会員であるものとする。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。

第5節 役員の選挙。

(a) 会長を除く役員の任期。各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任する。

(b) 会長の任期。会長ノミニーは、細則の定めるところに従って、会長として就任する日の直前18カ月以上2年以内に選挙されるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長エレクトになる。会長は、7月1日に就任し、1年間、その職務に当たる。後任者が選挙されない場合、現会長の任期は最長1年間延長される。

(c) 会長の資格要件。クラブ会長の候補者は、ガバナーが1年未満であってもこの要件を満たしていると判断しない限り、指名に先立つ少なくとも1年間、本クラブの会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区研修・協議会に出席するものとする。免除された場合は、会長エレクトがクラブから代理の者を派遣するものとする。会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会に出席しない場合、あるいは、免除されてもクラブの代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任しないものとする。その場合、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会、もしくはガバナーエレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

第6節 本クラブの衛星クラブの組織運営。

(a) 衛星クラブの監督。本クラブは、理事会が適切とみなす一般的な監督と支援を、衛星クラブに提供す

るものとする。

- (b) 衛星クラブの理事会。日々の運営のため、衛星クラブの理事会を毎年選出するものとする。この理事会は会員から選ばれ、細則の定めるところに従って、衛星クラブの役員および4～6名のその他の会員により構成される。衛星クラブの最高役員は議長（chair）であり、その他の役員は、直前議長、議長エレクト、幹事、会計とする。衛星クラブ理事会は、本クラブの指導の下、ロータリーの規定、要件、方針、目標、目的に従って、衛星クラブの日々の運営とクラブ活動の管理を担うものとする。本クラブ内または本クラブに対して、いかなる権限も持たない。
- (c) 衛星クラブの報告手続。衛星クラブは、毎年、クラブ会員と、クラブの活動およびプログラムに関する報告書を、本クラブの会長と理事会に提出するものとする。この報告書には、財務諸表と監査または審査済みの会計報告を添付するものとし、これらは、本クラブの年次総会に向けた報告書に含まれる。また、本クラブからの要請に応じて、その他の報告書を随時提出する。

第7節 委員会。本クラブは次の委員会を有すべきである。

- (a) クラブ管理運営
- (b) 会員増強
- (c) 公共イメージ
- (d) ロータリー財団、および
- (e) 奉仕プロジェクト

理事会または会長は、必要に応じて追加の委員会を任命できる。

第12条 会費

すべての会員は、細則の定める年会費を納入するものとする。

第13条 会員身分の存続

第1節 期間。会員身分は、以下に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節 自動的終結。

会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。

- (a) 再入会。瑕疵なき会員の会員身分が終結した場合、その人物は同じ職業分類または別の事業、専門職務、職業、社会奉仕、その他の職業分類の下に、再度新たに入会申込をすることができる。
- (b) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、延長されない限り、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

第3節 終結—会費不払。

- (a) 手続。期日後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、幹事が、書面をもって催告するものとする。催告後10日以内に会費が納入されなければ、理事会はその裁量によって会員身分を終結することができる。
- (b) 復帰。理事会は、元会員が要請し、クラブに対するすべての負債を支払った場合、元会員を会員身分に復帰させることができる。

第4節 終結—欠席。

- (a) 出席率。会員は、
 - (1) メークアップを含むクラブ例会と、衛星クラブ例会の出席率が少なくとも50パーセントに達しているか、年度の各半期間にクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に少なくとも12時間参加してい

るか、または、バランスの取れた割合でその両方を満たしていなければならない。および

(2) 年度の各半期間に、本クラブまたは衛星クラブの例会総数のうち少なくとも30パーセントに出席、またはクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に参加しなければならない（RI理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする）。

規定通り出席できない会員は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、会員身分を終結されることがある。

(b) 連続欠席。理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第10条第4節もしくは第5節に従う場合を除き、連続4回例会に出席せず、またメイクアップもしていない場合、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられることができる。理事会が会員に通知した後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。

(c) 例外。細則は、第13条第4節に従わない規定を含めることができる。

第5節 終結—その他の理由。

(a) 正当な理由。理事会は、いずれの会員も、クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、出席し投票した全理事の3分の2以上の賛成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第8条の第1節、「四つのテスト」、およびロータリアンの高い倫理基準とする。

(b) 通知。理事会が本節(a)項の下に決定する前に、当該会員は、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面にて回答する機会を与えられるものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されるものとする。会員は、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つ。

第6節 会員身分の終結に提訴、調停または仲裁を求める権利。

(a) 通知。幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の会員身分を終結または保留させる決定を、書面で会員に通知するものとする。その会員は通告後14日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、または調停もしくは仲裁に訴えるかを通告することができる。調停または仲裁の手続は第17条に規定されている。

(b) 提訴。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるクラブの例会において、当該聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定するものとする。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられるものとする。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。クラブの決定が最終決定であり、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、仲裁を要求することはできない。

第7節 理事会による最終決定。もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合、理事会の決定は最終決定となるものとする。

第8節 退会。会員の本クラブからの退会の申出は会長または幹事宛に書面をもって行うものとする。理事会がその申出を受理するものとする。ただし、当該会員が本クラブに負債がある場合を除く。

第9節 資産関与権の喪失。いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結された者は、本クラブに入会した時点で地元の法律の下でその会員が何らかの権利を得ていた場合、本クラブのいかなる資金またはその他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第10節 一時保留。本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

(a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発がある場合。および、

(b) これらの告発が立証された場合、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合。および、

(c) 当該会員の会員身分に関していかなる措置も取るべきではなく、その結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が最初に取りられるべきである場合、および、

(d) 当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やその他のクラブの活動への出席や、いかなる役職や任務からも除外することがクラブの最善の利益となる場合。

理事会は、その3分の2以上の賛成票によって、理事会の決定する妥当な期間（ただし最大90日間）と理事会が定めたその他の条件に従い、会員の会員身分を一時保留とすることができる。一時保留とされた会員は、本条第6節に定められる通り、一時保留について提訴する、または調停や仲裁を求めることができる。一時保留期間中、当該会員は出席要件を免除されるものとする。理事会は、一時保留期間が終了する前に、一時保留となっているロータリアンの会員身分を終結する手続きを取るか、通常の会員身分に復帰させなければならない。

第14条 地域社会、国家、および国際問題

第1節 適切な主題。地域社会、国家および世界の福祉にかかわる公共問題は、クラブ会合における公正かつ理解を深める討議の対象として適切な主題である。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明しないものとする。

第2節 支持の禁止。本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦しないものとする。またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議しないものとする。

第3節 政治的テーマの禁止。

(a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、決議ないし見解を採択したり配布したりしないものとする。またこれに関して行動を起こさないものとする。

(b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願しないものとする。また書状、演説、提案を配布しないものとする。

第4節 ロータリーの発祥を記念して。ロータリアンの創立記念日、2月23日の週は、世界理解と平和週間である。この1週間、本クラブはロータリアンの奉仕を祝い、これまでの業績を振り返り、地域社会と世界中で平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第15条 ロータリーの雑誌

第1節 購読義務。本クラブがRI理事会によって免除されていない限り、各会員は、機関雑誌を購読するものとする。同じ住所に住む二名のロータリアンは、機関雑誌を合同で購読することができる。購読は本クラブの会員となっている限り継続し、購読料は理事会が決定した人頭分担金の支払日に支払われるものとする。

第2節 購読料。購読料は、クラブが各会員から事前に徴収し、RIまたはRI理事会が決定した通り、購読する地域雑誌の事務所に送金するものとする。

第16条 ロータリーの目的の受諾と定款・細則の順守

会員は、会費を支払うことによって、ロータリアンの目的の中に示されたロータリアンの原則を受諾し、クラブ定款・細則を順守し、これに拘束されることを受諾する。これらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、クラブ定款・細則の文書を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

第17条 仲裁および調停

第1節 意見の相反。現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間の意見の食い違いは、理事会の決定を除き、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停または仲裁によって解決を図るものとする。

第2節 調停または仲裁の期限。要請を受理してから21日以内に、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の日取りを決定するものとする。

第3節 調停。調停の手続きは、

(a) 国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって認められたもの。または

(b) 代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたもの。または

(c) RI理事会もしくはTRF管理委員会が定めた指針文書において勧められるものとする。

ロータリアンのみが調停人となることができる。クラブは、適切な調停技能と経験を有する調停人を任命するようガバナーもしくはガバナーの代理人に依頼することができる。

(a) 調停の結果。調停後に論争当事者が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者、調停人、および理事会に記録を1部ずつ提出するものとする。クラブへの情報提供のために、当事者が承諾できる要約文を作成するものとする。論争当事者の一者が調停内容を十分に履行しなかった場合、いずれの論争当事者も会長または幹事を通じて、さらに調停を要請することができる。

(b) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第1節に定める仲裁に訴えることができる。

第4節 仲裁。仲裁が要求された場合、両論争当事者はそれぞれ1名のロータリアンを仲裁人として指定し、両仲裁人は1名のロータリアンを裁定人として指定するものとする。

第5節 仲裁人または裁定人の決定。仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、提訴することはできない。

第18条 細則

本クラブは、RI定款・細則、RIによって管理上の地域単位が認められている場合には、その手続規則、および本定款と合致する細則を採用するものとし、細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。細則は、その規定に従い、改正することができる。

第19条 改正

第1節 改正の方法。本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会における投票者の過半数の賛成票によってのみ改正できる。

第2節 第2条と第4条の改正。第2条（名称）および第4条（クラブの所在地域）は、定足数を満たした数の会員が出席したクラブの例会においていつでも、全投票会員の最低3分の2の賛成投票によって、改正することができる。改正案の通告は、その例会の少なくとも21日前に、各会員およびガバナーに郵送されるものとする。改正は、RI理事会に提出するものとし、承認された時に初めてその改正は効力を発する。ガバナーは、提出された改正案に関してRI理事会に意見を提出することができる。

大津ロータリークラブ細則

第1条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 理事：本クラブの理事会メンバー
3. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
4. 定足数：年次総会および例会の定足数は、会員総数の3分の1とし、理事会の定足数は、理事会のメンバーの過半数とする。
5. R I：国際ロータリー
6. 書面：文書化が可能なコミュニケーション。通信手段は問わない。
7. 年度：7月1日に始まる12カ月

第2条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブ11名により成る理事会とする。すなわち、本細則第3条第1節に基づいて選挙された8名の理事、会長、直前会長、会長エレクトである。

第3条 理事の選挙と任期

第1節 役員・理事を選挙する会合（以下「年次総会」）の1カ月前の例会において、会長たる議長はクラブ会員に対して、会長エレクト選考委員会により推薦された会長エレクト候補者1名、理事指名委員会により推薦された副会長1名、幹事1名、会計1名を含む8名の理事候補者を公示し、他に次期会長エレクト及び理事に対する立候補を10日の期限をもって受付ける事を告示する。

上記立候補せんとする会員は書面により上記期限内に幹事まで届出るものとする。他に立候補がある場合、議長は年次総会の2週間前までに立候補者の氏名及び会長エレクト選考委員会、理事指名委員会により推薦された候補者の氏名を文書により全会員に公示するとともに、1週間以内に会長の指名する3名の委員をもって構成する選挙管理委員会を設置しなければならない。年次総会において選挙する場合は、出席会員は次期会長エレクトについては単記、理事については8名の連記をもって無記名投票し、投票の多数を獲得した候補者をもって、次期会長エレクト1名、理事8名をそれぞれ当選者とする。得票が同数である時は、在籍年長者をもって当選者とする。

他に立候補がない場合、議長は年次総会において会長エレクト選考委員会及び理事指名委員会により、前に推薦され公示された候補者をもって当選者とし、出席会員の承認を受けるものとする。次期会長エレクトに選ばれた者は、会長ノミネーとなり、そのあと次の7月1日に始まる年度に会長エレクトとして理事会のメンバーをつとめ、その年度直後の7月1日に会長に就任するものとする。

第2節 被選理事は会長エレクトと共に、年次総会1週間以内にその会合を開いて役員を選出しなければならない。

第3節 会長エレクト・会長ノミネーに生じた欠員は大津ロータリークラブ会長エレクト選考委員会の再指名による候補者を定足数が満たされた例会において承認するものとする。

第4節 理事又はその他の役職に生じた欠員は残りの理事会メンバーの決定によって補填すべきものとする。

第5節 任期未到の被選役員又は被選理事の地位に生じた欠員は残りの被選理事会のメンバーの決定によって補填すべきものとする。

第6節 各役職の任期は以下の通りである。

会 長：1年
副 会 長：1年
幹 事：1年
会 計：1年
理 事：1年
会場監督：1年

第4条 理事・役員の任務

第1節 会長。本クラブの会合および理事会の会合において、議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。又、職権上すべての委員会の委員となるものとする。

第2節 直前会長。理事会のメンバーとしての任務、および会長か理事会によって定められるその他の任務を行うことをもって、直前会長の任務とする。

また定款細則審議の任務を持ち、その必要性が生じた時は会員の中よりメンバーを指名し定款細則審議特別委員会を構成する。

第3節 会長エレクト。会長エレクトは理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。

第4節 副会長。会長不在の場合に本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、クラブ奉仕の3委員会を担当する。またその他通常その職に付随する任務を行うものとする。なおまた「21世紀ファンド特別会計」を有効に活用すべく、運営規則に則り、事案が生じたとき理事会に提案する。

第5節 理事。理事は、クラブの会合と理事会の会合に出席し、クラブ運営全般に客観的な意志決定を行う。また、各特定の分野の委員会の活動を監督、調整する任務を持つ。

第6節 幹事。幹事の任務は、会員の記録を管理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録を作ってこれを保管し、毎年7月1日および1月1日現在をもって国際ロータリー事務総長に対して行わなければならない半期会員報告、半期報告を提出した7月1日および1月1日後にクラブ会員に選ばれた正会員について10月1日と4月1日に事務総長に提出する四半期会員報告、RI事務総長に対して行うべき会員資格変更報告、毎月の最終例会の直後地区ガバナーに対して行わなければならないクラブ例会の月次出席報告を含む、諸種の義務報告をRIに対して行い、ロータリアン誌の購読料を徴収してこれをRIに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うものとする。

第7節 会計。会計の任務は、すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他その職に付随する任務を行う。その職を去るに当っては、会計はその保管するすべての資金、計算帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第8節 会場監督。会場監督の任務はクラブの会合の秩序を維持し、通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められた任務を遂行する。

第5条 会 合

第1節 年次総会。本クラブの年次総会は毎年12月15日までに開催されるべきものとする。そしてこの年次総会において、次年度の理事の選挙を行わなければならない。

第2節 本クラブの毎週の例会は、火曜日12時30分に開催するものとする。例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべてクラブの会員全員に然るべく通告されなければならない。

本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員、または定款第12条第3節(b)の規定に基づき、本クラブ理事会によって出席を免除された会員を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリークラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセント出席していたことが実証されなければならない。

第3節 定例理事会は毎月第1例会日に開催されるべきものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めたとき、または理事会のメンバー2名の要求あるとき、会長によって招集されるべきものとする。但しその場合然るべき予告が行わなければならない。

第6条 入会金および会費

すべての会員は、クラブの定める入会金および年会費を納入しなければならない。本クラブの会員として受け入れられた移籍会員、他クラブに属していた元会員、あるいは本クラブに再入会する本クラブ元会員は、2度目の入会金の納入を義務づけられないものとする。本クラブの会員として受け入れられ、入会の前2年以内にローターアクトとしての会員身分を終了したローターアクターには、入会金の支払いが義務づけられないものとする。

第1節 入会金は100,000円とし、入会時に納入すべきものとする。

第2節 会費は年額280,000円（ロータリーの友の購読料を含む）とし、毎年2回7月末日および1月末日までに納入すべきものとする。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き口頭による採決をもって処理されるべきものとする。

第8条 五大奉仕部門

奉仕部門は、本ロータリークラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それは、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、青少年奉仕である。本クラブの会合は、奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。

第9条 委員会

第1節 クラブの各委員会は、クラブの年次目標と長期目標を達成するために、活動をする。

第2節 会長は、すべての委員会の職権上の委員となり、その資格において委員に付随するあらゆる特権を持つ。

第3節 それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の活動を監督、調整し、委員会の全活動について理事会に報告する。

会長エレクト、直前会長は、指導の継続性と計画の一貫性を図るよう協力すべきである。会長エレクトは、委員会組織を構成し、当該年度に向けて準備をする責務がある。

(a) 大津ロータリークラブ細則第3条第1節により次の委員会を設置する。

- ・会長エレクト選考委員会

この委員会は、会長および年度の近い順で3名の元会長をもって構成する。

- ・理事指名委員会

この委員会は、会長エレクトを含む5名の理事をもって構成する。

- (b) 会長は副会長の下に、クラブ奉仕部門の次の委員会を設置する。
- 会員増強委員会
 - 職業分類委員会
 - 会員選考委員会
- (c) 会長は次の常任委員会を設置する。理事の中から常任委員会の委員長を任命し、委員会の構成は3名以上とする。
- クラブ奉仕委員会
 - 職業奉仕委員会
 - 社会奉仕委員会
 - 国際奉仕委員会
 - 青少年奉仕委員会
- (d) 会長は常任委員会の各理事のもと、クラブに必要と考えられる特定分野を担当する委員会を設置する。
- (1) クラブ奉仕理事の下に次の委員会を設置する。
- ロータリー情報委員会
 - 公共イメージ・広報雑誌委員会
 - クラブ会報委員会
 - 例会運営委員会
 - 親睦活動委員会
- (2) 国際奉仕理事の下に次の委員会を設置する。
- ロータリー財団委員会
 - 米山奨学委員会
- (3) 青少年奉仕理事の下に次の委員会を設置する。
- ローターアクト委員会
- (e) 各委員会は、本細則によって付託された職務およびさらにこれに加えて会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告しその承認を得るまでは行動をしてはならない。
- (f) 委員会の設置について、会長が必要と認めるときは、理事会の議を経て、委員を再任し、または3カ年の任期をもって任命することにより、委員会の継続性をもたせることが出来る。また、会長は理事会の承認を得て、必要と考えられる委員会を設置することが出来る。

第10条 委員会の任務

会長は、自らの就任年度の任務を定め、見直すものとする。各委員会の任務を発表するにあたり、会長は適切なRI資料を参照するものとする。

各委員会は、毎年度の初めに設定された具体的な担当職務、明確な目標、行動計画の下に、年度中その実施に当たるものとする。会長エレクトは上述の通りロータリー年度の開始に先立ち、クラブ委員会のための推奨事項、担当職務、目標、計画を理事会に提示するべく準備するために、必要な指導を行うという主要な責務がある。

(a) 会長エレクト選考委員会

大津ロータリークラブ細則第3条第1節の通り、大津ロータリークラブ会長として、公正適切なる人物を選出する。

(b) 理事指名委員会

大津ロータリークラブ細則第3条第1節の通り、次年度の理事候補者を選出する。

(c) 会員増強委員会

この委員会は、絶えず本クラブの充填および未充填分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するために適当な人物の氏名を理事会に推薦するよう積極的に努めなければならない。

(d) 職業分類委員会

この委員会は、遅くとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その調査から、職業分類の原則を適用し、未充填職業分類表を作成しなければならない。そして、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議しなければならない。

(e) 会員選考委員会

この委員会は、会員に推薦されたすべての者を個人的な面から検討して、その人柄、職業上および社会的地位並びに一般的な適格性を徹底的に調査しなければならない。そしてすべての申込に対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。

(f) クラブ奉仕委員会

この委員会は、クラブ奉仕委員会委員長とその担当する委員会の委員長によって構成される。本委員会は、会員がクラブ奉仕に関するその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるものとする。また本委員長はクラブ奉仕の諸活動に対し責任を持ち、各特定の分野の委員会の仕事を監督、調整する任務を持つ。

(g) ロータリー情報委員会

この委員会は、会員に対しロータリー活動に必要なさまざまな情報を時に提供し、ロータリー精神の昂揚につとめる。また、新会員のオリエンテーションを行うものとする。

(h) 公共イメージ・広報雑誌委員会

この委員会は、広く一般世間に、ロータリー、その歴史、綱領および規模に関する情報を提供する等、本クラブのために適切な宣伝を行う方策を考案し、ロータリークラブの公共イメージを向上させる対外的活動を実施するものとする。

また、「ロータリーの友」に対する会員の関心を喚起し、雑誌月間を主催し、クラブの例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介をする。新会員の強化に雑誌を利用することを奨励する。ロータリアンでないゲストスピーカーに雑誌を贈呈し、図書館、病院、学校、その他の図書閲覧室のために、特別購読を取り計らう。ニュース資料と写真を雑誌編集者に送り、その他あらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々に役立てるものとする。更に前年度の本クラブ全活動の記録を収録した年報を編集し発刊することを任務とする。

また、クラブ保管の図書、文献の保存整理や、図書の出入り管理、不要分の図書類の処分を行う等、対クラブ会員に向けた、対内的活動も行うものとする。

(i) クラブ会報委員会

この委員会は、クラブ週報の刊行によって、ロータリー活動への関心を促して参加意識の向上をはかり、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告し、親睦を増進し、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員、および世界各地のロータリークラブに関するニュースを伝えるべく努めなければならない。

(j) 例会運営委員会

例会はロータリーで最も重要な会合である。この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備・手配するとともに、合唱その他の音楽により、例会の雰囲気と和らげ、より楽しくすることによってその進行を円滑にし、本クラブ例会への出席を高めるよう努めなければならない。また、全会員に出席規定を周知せしめ、例会欠席者にメイクアップを促し、出席を良くするための諸施策

を講じるとともに、出席不良の原因の把握と対策に努めるものとする。加えて、全会員にあらゆるロータリーの会合（地区大会、都市連合会、地域大会、国際大会を含む）への出席を奨励・勧誘するものとする。

(k) 親睦活動委員会

この委員会は、会員間の親睦がより深くなることを第一の目的とし伝統的行事および社会的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的遂行上、会長または理事会が課する任務を果たすものとする。

(l) 職業奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げるうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。

(m) 社会奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員がその地域社会に対する諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。

(n) 国際奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事項においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。併せて、締結する姉妹・友好クラブの相互理解、親善および平和を増進する努力を全会員に徹底せしめるものとする。

(o) ロータリー財団委員会

この委員会は、クラブ会員に国際理解と親善の促進という、ロータリー財団の目的達成に各自が身をもって協力できる方法を教え、財団の目的達成を促進するものとする。

(p) 米山奨学委員会

この委員会は、米山奨学事業の目的を会員に理解せしめ、その目的とする国際理解と親善に協力するため、ロータリー財団との調和を計りつつ、米山記念奨学の目的達成を促進するものとする。

(q) 青少年奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、青少年活動に関する諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。

(r) ローターアクト委員会

この委員会は、提唱するローターアクトクラブを通じて次代の実業界ならびに地域社会の指導者となる青年の指導啓発に努めるものとする。

ローターアクトクラブに対する支援及びローターアクトクラブメンバーに対する指導・助言を行う。

第11条 出席規定

(a) 例会前後14日間のメイクアップ。例会の定例の時の前14日または後14日以内に、

- (1) 他のロータリークラブ、他のロータリークラブの衛星クラブ、または仮クラブのいずれかの例会の少なくとも60パーセントに出席すること。または、
- (2) ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクトクラブ、仮インターアクトクラブ、仮ロータリー地域社会共同体、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または、
- (3) RI国際大会、規定審議会、国際協議会、ロータリー研究会または、RI理事会または、RI理事会を代行するRI会長の承認を得て招集された他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、RIの委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区研修・協議会、RI理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリークラブの都市連合会に出席すること。または

- (4) 他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定刻の時間または場所において例会を開いていなかった場合。または、
- (5) 理事会承認のクラブ奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。または
- (6) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。または
- (7) クラブのウェブサイトを通じて、義務づけられた相互参加型の活動に定時の60%以上の時間参加すること。

会員が14日以上にわたり海外で旅行している場合、会員が旅行中他国で他クラブあるいは衛星クラブの例会に出席するならば、メイクアップ期間に拘束されない。このような出席は、会員の海外旅行中欠席した例会のメイクアップとして有効と見なされる。

(b) メイクアップ対象事業・会議（クラブ内）

クラブ内の事業・会議等でメイクアップの対象となるものは、理事会で承認された奉仕事業・情報集会・情報講座・クラブ協議会・次年度準備のための理事・役員会・クラブ協議会または、理事会で承認されたその他の事業・会議・集会に60パーセント以上の時間参加し、どの分のメイクアップかを事務局に報告し幹事が確認してメイクアップとする。

第12条 出席規定の免除

次の場合、出席規定の適用は免除される。

- (a) 理事会に対し書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間（最長12か月間）に限り、本クラブの例会出席を免除される。
(注：このような出席義務規定の免除は、会員身分の喪失を防ぐものである。しかし、本クラブに対してその会員を出席同様にみなすものではない。その会員が他のクラブの例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。ただし標準ロータリークラブ定款の規定に基づいて認められた欠席は、本クラブの出席記録に算入されない)
- (b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、少なくとも20年のロータリアン歴があり、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、これらの要件が満たされているかのみが考慮に入れられた場合。クラブ幹事は出席規定の免除の希望があったこと、クラブ幹事の判断内容について理事会に報告する。

第13条 財務

第1節 会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。

第2節 本クラブ会計規則に則り、すべての勘定書は幹事および会計の署名または捺印ある伝票に基づき、幹事承認印を確認後、会計が銀行振り込みにより支払うものとする。但し、会計規則第6条第2項に規定する小口現金については、この限りではない。本クラブのすべての会計事務については毎年1回公認会計士・税理士によって全面的な調査が行わなければならない。

第3節 本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に至る期間とし、会費徴収の目的のためにこれを7月1日より12月31日に至る期間および1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。国際ロータリーに対する人頭分担金と雑誌購読料の支払いは、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるべきものとする。

第4節 各会計年度の初めに理事会は、本クラブ会計規則に基づき、その年度の収支予算を作成、または作

成せしめなければならない。その予算は、理事会によって承認された後、各費目ごとに支出の限度となるものとする。但し、理事会の決議によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。その決算は、会計年度終了後前年度理事会によって承認された後、会員に報告されるものとする。

第14条 会員選挙・選考の方法

第1節 正会員

- (1) クラブ正会員または会員増強委員会によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じて、理事会に提出され審議・承認されなければならない。
- (2) 会員候補者の推薦者は本クラブ会員歴5年以上の者2名が必要である。但し、当該入会年度における会長及び会員選考委員会委員長は推薦者となることはできない。
- (3) 理事会は、その会員候補者がクラブ定款の職業分類と会員資格の条件を満たしていることを確認するものとする。担当理事における確認事項は、クラブ幹事の推薦書受理・会員増強委員長の確認・職業分類の確認・決定、会員選考委員会の承認、担当理事の承認及び各担当委員長の意見である。
- (4) 理事会は、職業分類委員会および会員選考委員会の勧告・意見を審議して、その承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。
- (5) 理事会の決定が肯定的であった場合は、推薦者は、会員候補者に対し、ロータリーの目的およびクラブにおける会員の特典と義務について説明しなければならない。(新入会員インフォメーション) この説明の後、会員候補者に対し、入会申込書の記入および提出を求める。
- (6) 会員候補者の氏名の発表後7日以内に、理事会がクラブ会員の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、会員候補者は、会員に選ばれたものとみなされ、本細則第6条に定める入会金を入会時に納める。理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、定例または臨時の理事会において、これを審議し、当該会員候補者に対して票決を行うものとする。この定例または臨時の理事会において、出席理事会メンバーの反対投票が賛成投票を超えなかった場合は、クラブ会員に選ばれたとみなされ、会員候補者は所定の入会金を納めることとする。本節の規定により会員が選挙されたときは、クラブ幹事は、その氏名をRI事務総長に報告しなければならない。
- (7) 当該会員は、クラブの例会において、新入会員として正式に紹介しなければならない。この会員への紹介の前に、ロータリー情報委員会による新入会員オリエンテーションを行わなければならない。推薦者2名のうち1名は当該新入会員のカウンセラーとして指名され、当該新入会員の入会後のサポート(支援・相談)を行う。

第15条 決議

事のいかんを問わず本クラブを拘束する決議または提案は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第16条 例会の順序

- 点鐘・開会
- ロータリーソング
- 来訪ロータリアンの紹介
- 誕生祝い

会長の時間
幹事報告
委員会報告
スピーチその他のプログラム
閉会・点鐘

第17条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に書面による通知を行うものとする。本細則への変更は、標準ロータリークラブ定款、RI定款、RI細則、ロータリー章典と矛盾してはならない。

附 則

1992年（平成4年）7月1日	一部改正
1997年（平成9年）7月1日	一部改正
1998年（平成10年）7月1日	一部改正
2002年（平成14年）7月1日	一部改正
2006年（平成18年）7月1日	一部改正
2009年（平成21年）7月1日	一部改正
2011年（平成23年）7月1日	一部改正
2014年（平成26年）7月1日	一部改正
2015年（平成27年）7月1日	一部改正
2017年（平成29年）7月1日	一部改正
2020年（令和2年）1月1日	一部改正
2023年（令和5年）7月1日	一部改正

「21世紀ファンド特別会計」運営規則

1. 主 旨

大津ロータリークラブ創立50周年に際し、その記念事業の一つとして長期的理念に基づいて基金を設立し、一方では単年度事業の中で当初予想されなかった緊急な奉仕活動を行うと同時に、他方では21世紀を迎えて当クラブの将来に備えて次世代の為に基金を貯えんとするものである。

2. 名 称

本基金は「大津ロータリークラブ21世紀ファンド」と称する。

3. 目 的

当ファンドは、ロータリーの綱領によって示された奉仕の精神に基づいて、基金を貯え次の奉仕活動に資するものとする。

- (イ)国内、国外を問わず発生する大災害に対するタイムリーな救援活動
- (ロ)当初予想されなかった姉妹クラブ、友好クラブとの国際交流や国際親善活動又はこれに準ずる奉仕活動
- (ハ)その他緊急を要する支援活動や社会奉仕活動
- (ニ)創立75周年・100周年等節目となる記念行事

4. 基金の募金方法

当基金は次の方法により募金をつのり、基金を貯える。

(イ)設立当初の基金

- (i)従来の記念事業特別会計に関し、2000年6月30日現在の残高（金13,267,777円）の内2000年7月1日より2001年6月30日の間、創立50周年記念事業として支出済（金10,338,325円）の残余金（金2,929,452円）

(ii)従来の姉妹クラブ特別会計全額（金438,947円）

(iii)以上合計（金3,368,399円）

(ロ)新入会員の入会時

大津ロータリークラブ21世紀ファンド寄付金として1万円

(ハ)会員又は会員の企業や家族の慶弔時の寄付

(ニ)半期に一回程度の「21世紀ファンドランチ」

拠出金2001年5月29日例会実施分（金18万円）

(ホ)その他会員の特別寄付

(ヘ)年度末剰余金の繰入れ

一般会計において年度末剰余金がある場合、理事会の決議により、21世紀ファンドへ繰入れすることができる。

5. 基金の運営

本基金の用途を含む管理・運営について副会長が担うものとする。

6. 基金の管理

本基金は大津ロータリークラブ会計規則第一章第3条2項(イ)記載の特別会計とし、その取扱いのすべては、同会計規則によるものとする。

7. その他

本規則は、2001年7月1日施行。

以上

附 則

2011年7月1日 一部改正

2017年7月1日 一部改正

但し2015年7月1日に遡及する。

「21世紀ファンド特別会計」とは

「21世紀ファンド特別会計」は大津ロータリークラブが創立50周年を迎えた2001年6月に、従来の「記念事業特別会計」と「姉妹クラブ基金特別会計」を統合し、新設されたものです。

大津ロータリークラブ会計規則

第一章 総 則

(目 的)

第1条 大津ロータリークラブ(以下「本クラブ」という。)の会計事務は、本クラブ定款並びに細則によるの他、この規則の定めるところによる。

(会計年度)

第2条 本クラブの会計年度は毎年7月1日より翌年6月30日までとする。

(会計の区分)

第3条 本クラブの会計は之を一般会計及び次に掲げる特別会計に区分する。

1. 一般会計

本クラブに帰属すべき一切の収支を記録すると共に、本クラブの責任に於いて収受する一切の金銭(ロータリー財団、米山記念奨学会、その他)の収支をも併せ記録する。

2. 特別会計

(イ) 21世紀ファンド特別会計

本会計は別に定める21世紀ファンド特別会計運営規則の定めるところによる。

(ロ) その他理事会で設置を定めた特別会計。

(会計処理基準)

第4条 本クラブの会計処理基準は発生主義による複式簿記を採用する。

(会計責任者)

第5条 ①本クラブの会計責任者は本クラブの役員たる会計をもってこれにあてる。

②会計の職務遂行を補佐するため、副会計を置くことが出来る。副会計は理事会に於いて選任する。

(会計の任務)

第6条 ①会計の任務は、すべての資金を管理保管し、毎年1回及びその他理事会の要求ある毎にその説明を行い、そのほかその職に付随する任務を行うにある。

②会計は本クラブ資金をすべて理事会によって指定された銀行に「大津ロータリークラブ会計何某」名義で預金すると共に、使用印鑑は会計本人の責任に於いて管理保管するものとする。但し、日常の小口払に充てるため、常時10万円を超えない範囲で現金を保有することが出来る。

③会計はその職を去るに当っては、その保管する総ての資金、計算帳簿その他あらゆるクラブの財産をその後任者又は会長に引継がなければならない。

(記録保存期間)

第7条 帳簿及び決算諸表の保存期間は10年とし、その他の種類は3年間とする。

(会計の公開)

第8条 本クラブの帳簿及び決算諸表はすべて会員に対し常に公開するものとする。但し、特別の事情あるときは理事会の議を経て、その一部又は全部の公開を一定期間制限することが出来る。

(金銭および資金の定義)

第9条 ①この規則において、現金とは通貨及び小切手をいい、預貯金とは銀行預金、各種信託及び郵便貯金をいう。

②金銭とは前項の現金及び預貯金をいう。

③資金とは特定の目的に使用される金銭をいう。

第二章 帳簿及び伝票

(主要帳簿)

第10条 本クラブのすべての取引は、次条に掲げる伝票に基づき、総勘定元帳に記録すると共に、毎月合計残高試算表（様式別紙①）を作成しなければならない。

(伝票及び補助帳簿)

第11条 ①本クラブの使用する伝票は原則として振替伝票とする。

②本クラブには次に掲げる補助帳及び書類を備える。

- 1) 現金出納帳
- 2) 予算書及決算諸表
- 3) その他必要な書類

(伝票及び帳簿の整理)

第12条 各種伝票、証憑書類及び諸帳簿は、年月日順に編綴し、会計年度毎に一括保存する。

(勘定科目)

第13条 ①収支に関する科目は、原則として予算科目によるが、家族会、祝賀会等負担金収入を伴う事業については、特別の勘定科目を設けて収支を明らかにするものとする。

②資産・負債科目のうち、預金は原則として銀行別、口座別の勘定科目を設け、預り金、仮払金等数種の内容が混入するもの（例えばロータリー財団、米山記念奨学会等）については、特別の勘定科目を設けて、その残高は常に現況を表わすものとする。

第三章 金銭の出納

(金銭の出納)

第14条 ①すべての収入・支出は会計及び幹事（又はこれらに代るものとして会長が指名した者）の署名又は捺印ある伝票によらなければならない。

②金銭の支払はすべて幹事承認印を確認し、会計が銀行振込みをもってなされなければならない。但し、第6条第2項に規定する小口現金についてはこの限りではない。

(収納の処理)

第15条 金銭を収納したときは、原則として、預金に預け入れを行うと共に会計の捺印ある領収証を発行するものとする。但し、理事会が特に認めた場合を除き、銀行振込及び寄付金（ニコニコ箱、ロータリー財団、米山奨学会、等）については領収証の発行を省略する。

(支払の処理)

第16条 会計が金銭を支出するときは、その支出を証する領収証を徴さねばならない。但し、銀行振込による場合は振込案内書又は振込金受取書をもってこれに代えることが出来る。

(金銭の支払)

第17条 金銭による支払は原則として毎月末日締切りとし、その翌月20日に支払う。但し、小口現金払はこの限りでない。

(残高確認)

第18条 会計は常に現金手許有高と現金出納帳高とを照合し、毎月末銀行預金残高と銀行勘定帳残高とを照合しなければならない。

第四章 予 算

(予算編成)

第19条 ①会計年度が始まるまでに理事会は、一般会計及び特別会計毎に、その年度の収支の予算書（様式別表①）を作成し、又は作成せしめねばならない。

②前項の予算は理事会の承認を得ることにより確定する。

(予算の執行)

第20条 ①予算の各支出科目金額を超えて支出することは出来ない。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りではない。

②予備費は他の科目の予算額の不足を補うため、理事会の議決によって、その科目への流用財源として使用するもので、直接予備費より他の科目に属すべき費用を支出してはならない。

第五章 決 算

(決算書の承認)

第21条 会計は会計年度終了後、一般会計及び各特別会計につき、すみやかに次に掲げる決算諸表を作成して、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 予算対比収支決算報告書（様式別表②）

(2) 財産目録（様式別表③）

(3) 寄付金収支明細書(ロータリー財団、米山記念奨学会等本クラブに帰属しない金銭の収支)(様式別表④)

(会計監査)

第22条 ①理事会は、会計年度の初めに公認会計士・税理士等の有資格者を含む会計監査人2名を委嘱する。

②会計監査人は欠員を生じたとき、又は理事会に於いて必要と認めるときは、会長は理事会の議を経て、会計監査人を新たに委嘱し又はその委嘱を解くことが出来る。

③理事会は、前条の決算諸表につきすみやかに会計監査人による全面的な監査を受けなければならない。

附 則

1. この規則は、昭和58年1月1日より実施する。
2. 本規則の改正は理事会の議決によるものとする。
3. 2014年（平成26年）7月1日改正

大津ローターアクトクラブ定款

第1条 — 名 称

本クラブの名称は、大津ローターアクトクラブとする。

本クラブのスポンサークラブは、大津ロータリークラブとする。

第2条 — 目 的

本クラブの目的は、次の通りである。

ロータリー会員が、若い成人および職業人が社会奉仕と国際奉仕を通じて行動し、職業的發展を通じてリーダーシップのスキルを養い、奉仕におけるパートナーとして世界平和と文化理解を促進する世界的視野を得られるよう、積極的かつ個人的にエンパワメントに力を注ぐことを通じて、若い成人によってもたらされる好ましい変化を認めること。

学生と若い職業人が、地元と海外における課題への持続可能な解決を生み出す社会奉仕と国際奉仕を通じて行動し、職業的ネットワークを広げ、リーダーとアイデアを交換し、世界各地で末永い友情を培うためにロータリーのグローバルコミュニティと結びつき、地域社会と世界のリーダーとなるためのスキルを養い、地元と海外に友人を作り、「超我の奉仕」の重要性を認識しつつ、楽しむこと。

第3条 — スポンサーシップ

1. 本ローターアクトクラブのスポンサーは、クラブが決定した委員数から成る合同委員会を通じて、本ローターアクトクラブに指針と支援を提供するものとする。
2. 本クラブは、スポンサークラブの一部ではなく、本クラブまた会員は、スポンサークラブに対していかなる権利または特権も有しない。
3. 本クラブは、政治、宗教にかかわりのない団体である。
4. 本ローターアクトは、大学*または地域社会を基盤とできる。大学を基盤とするローターアクトクラブでは、学生団体および課外活動のために大学当局によって定められる規定と方針をローターアクトクラブが順守するという理解とともに、大学当局との完全な協力の下、スポンサークラブによる管理と助言が行われるものとする。
5. 国際ロータリー（RI）による正規クラブとしての認定を維持するために、本クラブの会長は、毎年6月30日までにクラブと会員の更新情報をRIに提出するものとする。この更新情報の毎年のRIへの提出を怠った場合、クラブは終結される。

*本定款中の「大学」という言葉は、すべての最高教育機関を含む。

第4条 — 会員資格

1. 善良な人格とリーダーシップの資質を備えた18歳以上の学生および若い職業人が、資格ある会員となるべきである。
2. 本クラブへの新会員の入会方法は、細則に従い、スポンサークラブと協議の上、本クラブが決定するものとする。大学を基盤とするクラブへの新会員の入会方法は、大学当局の承認を得るものとする。
3. 会員身分は、次の場合に自動的に終結するものとする：(a)クラブが終結した場合、または、(b)正当かつ

十分な理由により本クラブ理事会が承認した場合を除き、出席義務を満たさなかった場合。

4. 会員身分は、正会員の3分の2以上の多数をもって本クラブが決定した事情により、終結される場合がある。

第5条 — 会 合

1. 本クラブは、細則に従い、会員にとって都合のよい日時で会合を開くものとする。
2. 直接顔を合わせる形式とオンライン形式の会合に出席でき、出席が不可能となる会員の場合はオンライン接続を用いて出席できる。
3. 理事会は、細則に従って会合を開かなければならない。
4. クラブの例会および理事会の会合は休日または休暇の期間中、または理事会の裁量による事情により、これを中止することができる。

第6条 — 委員会

会長は、理事会の承認の下、クラブ運営にとっての必要性または便宜に応じて、常設委員会あるいは特別委員会を、その任務を明示した上で任命できる。特別委員会は、いずれもその任務が完了したとき、または会長による解任をもって終結するものとする。

第7条 — 役員および理事

1. 本クラブの役員は、会長、副会長、幹事、会計および細則が規定する追加の役員とする。
2. 本クラブの管理体制は、正会員から選出された会長、直前会長（該当する場合）、副会長、幹事、会計、および本クラブが決定した数の追加の理事をもって構成される理事会とする。理事会ならびにクラブの決定、方針および決議はすべて、本定款の規定ならびに国際ローターが定めた方針に従うものとする。
本クラブが大学を基盤とする場合には、大学当局が定めた学生団体や課外活動の規定および方針に従うものとする。
理事会は、すべての役員および委員会に対し裁量を有するものとし、正当な理由をもって役員を罷免できる。理事会は、あらゆる役員および委員会の決定に対する提訴の裁定者となるものとする。
3. 役員および理事の選挙は、細則に従い、地元の習慣と手続に反しない方法で行うものとする。ただし、いかなる場合も、出席している正会員の単純多数決以上のものを必要としないものとする。
すべての役員および理事の任期は、細則でより短い任期が定められていない限り、1年度とする。
4. 次期ローターアクトクラブ役員、理事、委員長は、地区ローターアクト委員会よりリーダーシップ育成研修を提供されるものとする。

第8条 — 活動およびプロジェクト

1. 本クラブは、クラブ活動の計画、運営、資金調達、実施において責任を有し、これに必要な資金、労力、創造力をクラブが自ら補うものとする。ただし、他団体との協力により合同プロジェクトまたは活動では、他団体とその責任を分担するものとする。
2. 本クラブは、その活動として、毎年少なくとも二つの主要な奉仕プロジェクト（地元の地域社会への奉仕を目的とするものと、国際社会への奉仕を目的とするもの）を実施するものとする。これらの主要プロジェクトでは、クラブ会員の全員またはほぼ全員が参加するものとする。

3. クラブのプログラムを実行するための必要資金を調達することは、クラブの責任である。クラブは、ロータリークラブまたは他のロータリークラブにより、時折あるいは臨時の資金援助以上のものを懇請したり受領したりすべきではない。スポンサークラブは、双方の同意がある場合に、資金的サポートを提供できる。奉仕プロジェクトのために集めた資金は、すべてその奉仕プロジェクトのために使用しなければならない。

第9条 — 認定料と会費

1. スポンサークラブは、RI理事会によって定められる通り、新設の、または加盟復帰したロータリークラブのために認定料をRIに支払わなければならない。
2. クラブ会員に対する入会金、会費、または分担金は、クラブ運営の経費に充てる目的で徴収することができる。クラブが行う活動ならびにプロジェクトに要する資金は、入会金、会費、または分担金とは別に調達し、別個の口座に入金するものとする。クラブの会計業務はすべて、毎年1回、有資格者による監査を受けるものとする。
3. ロータリークラブは、奉仕プロジェクトを支援するために徴収された資金を含め、すべての資金を責任と透明性のある方法で管理するため、国の法律と銀行規定に反しないかたちで財務ガイドラインを設けるべきである。そのガイドラインは、ロータリークラブが解散または終結した場合の資金の支払計画を含む。

第10条 — 定款と細則の受諾

本クラブの会員は、入会の受諾によって、ロータリークラブの目的に明記された原則を受諾し、本クラブの定款ならびに細則に従うことを承認したものとする。また、これらの条件の下においてのみ、クラブの特典を得られるものとする。定款および細則の写し（コピー）を受領していないことを理由として、その順守義務を免れることはできない。

第11条 — 細 則

ロータリークラブは、本定款と矛盾せず、クラブ運営に必要あるいは役立つと考えられる修正を加えた細則を採択するものとする。ただし、かかる修正は、「推奨ロータリークラブ細則」に規定されている改正手続に従って採択されたものでなければならない。

第12条 — 名称とロゴ

ロータリークラブの名称とロゴは、ロータリークラブ会員のみにより使用されるものとする。本クラブの会員は、会員身分を有する期間中、品位ある適正な方法でロータリークラブの名称とロゴを着用または他の方法で表示する資格が与えられるものとする。この資格は会員身分の終結、または本クラブの終結をもって消滅するものとする。

第13条 — 存続期間

本クラブは、本定款の規定ならびにRIによって定められたロータリークラブに関する方針に従って活動を継続する限り、または下記の事情により終結されるまで、存続するものとする。

(a) スポンサークラブの同意、承認、または賛同の有無にかかわらず、以下の理由により国際ロータリーによって終結。

(1) クラブ定款に反する運営

(2) ロータリー地区、RI、またはロータリー財団（それらの理事、管理委員、役員、職員を含む）に対する訴訟を開始または主張する個人の会員身分を開始、主張、または維持

(3) その他の理由

(b) スポンサークラブによって終結。

(c) ローターアクトクラブが自らの決断により解散。

本クラブの終結と同時に、クラブならびに会員は、団体としても個人としてもローターアクトの名称ならびにロゴに関連するすべての権限および特典を喪失するものとする。

第14条 — 改 正

本定款は、RI理事会によってのみ改正されるものとする。また、ここに規定される「標準ローターアクトクラブ定款」への改正はすべて、自動的に各ローターアクトクラブによって採択されるものとする。

[2019年10月RI理事会、決定57により改定された標準ローターアクトクラブ定款に準ずる]

大津ローターアクトクラブ細則

【目次】

- 第1条 — 定義
- 第2条 — 役員選挙と任期
- 第3条 — 役員職務
- 第4条 — 委員会
- 第5条 — 会合
- 第6条 — 会員資格
- 第7条 — 入会金および会費
- 第8条 — 入会の方法
- 第9条 — 会員の資格の喪失
- 第10条 — 除名
- 第11条 — 改正

第1条 — 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 理事：本クラブの理事会メンバー
3. 会員：本クラブ会員
4. 定足数：投票時に出席していなければならない会員の最低人数。クラブの決定の場合は本クラブ会員総数の過半数、クラブ理事会の決定の場合は理事の過半数。
5. R I：国際ロータリー
6. 年度：7月1日に始まる12カ月間

第2条 — 役員選挙と任期

1. 毎年1月の理事会にて、次年度理事候補者を数名選挙にて選出する。
2. 選出された理事予定者の互選で、次年度会長予定者を決定する。次年度会長予定者は、副会長、幹事、会計、理事を任命する。選出された理事は、7月1日に就任する。
3. 本年度会長は、直前会長として次年度理事に就任することができる。
4. 各役員の名指は、次年度会長予定者が任命する。
5. 役員または理事会メンバーが辞任した場合、残りのメンバーが後任者を任命する。
6. 役職の任期は1年とする。

第3条 — 役員職務

1. 会長は、クラブの全会合と理事会において議長を務める。会長は、理事会の承認を得てすべての常任委員会と特別委員会を設置するものとする。また理事会に空席が生じた場合には、理事会の承認を得てクラブの次の定例選挙まで空席を埋める理事を任命する。会長は、すべての委員会において職権上の委員となる。また、スポンサーロータリークラブ、地区ローターアクト共同代表、国際ロータリーとの定期的な連絡を維持しクラブの活動報告を行うものとする。
2. 副会長は、会長が何らかの理由により解任された場合に、会長職を引き継ぎ、また会長不在時にクラブおよび理事会の全会合の議長を務める。
3. 幹事は、すべてのクラブ記録を管理し、クラブと理事会の全会合の議事録を作成し、大津ロータリークラブ事務局に保管する。要請された場合には、このような会合の議事録をスポンサーロータリークラブに提出するものとする。
4. 会計は、クラブ資金と必要な記録をすべて管理し、年次会計記録をつける。また理事会が承認した銀行に資金を預金する。理事会が決定した手続きに沿ってすべての支払いを行い、記録を保管するものとする。会計は、クラブ会員による検査の要請があればすべての記録を開示するものとする。すべての支払いは、その権限を与えられた役員2名の署名を必要とする。加えて、会計は関連委員会と協力して、資金を必要とするあらゆるクラブ活動のために資金を調達する方法を考案するものとする。
5. 直前会長：前年度の会長職の経験を活かし、組織運営や事業の推進が円滑になされるよう適切な助言や支援を行うものとする。
6. 理事会は、定款に規定された通りに本クラブの管理主体となるものとする。会長または副会長が不在の場合、理事会は、クラブの会合の議長を務める役員または理事を選ぶことができる。理事会は、クラブの運営についてクラブ全体に知らせるため、年次報告書を作成してクラブに提出するものとする。理事会は定例会合を開き、クラブ正会員なら誰でもこの会合に出席できるものとする。ただし、この会合に出席す

る会員は、理事会の許可がない限り、会合中に発言してはならない。

第4条 — 委員会

会長は、理事会の承認を得て、クラブ運営における必要性和都合に応じて、次の常任委員会、追加の委員会、特別委員会を設置できる。

1. クラブ委員会：本委員会は、出席、会員増強、活動促進、広報活動および、その他必要な事項を行う責務を担うものとする。
2. 国際奉仕委員会：本委員会は、国際的なニーズ、問題、機会に対する知識と理解を高め、国際理解と人々との親善の推進に向けた奉仕活動を立案することを主要な責務とする。毎年少なくとも1件の活動または奉仕プロジェクトを計画、実施する機会を設けるものとする。このような活動または奉仕プロジェクトは、国際社会に直接恩恵を与える持続可能な変化を生み出すことを目的とし、クラブ会員の全員またはほぼ全員が関与するものとする。
3. 社会奉仕委員会：本委員会は、地域社会のニーズ問題、機会に対する知識と理解を高め、地域社会（大学を含む）への奉仕活動を立案することを主要な責務とする。毎年少なくとも1件の活動または奉仕プロジェクトを計画、実施する機会を設けるものとする。このような活動または奉仕プロジェクトは、地域の地域社会または大学コミュニティに直接恩恵を与える持続可能な変化を生み出すことを目的とし、クラブ会員の全員またはほぼ全員が関与するものとする。
4. 専門能力開発委員会：本委員会は、事業並びに専門職務について広く情報を提供し、また事業および専門職務における高度な道徳的水準の認識と受諾を促すためのプログラムを推奨することを責務とする。職業人のネットワークを広げ、会員がほかのリーダーとアイデア交換を行うことを促し、リーダーシップ研修を通じてスキルを身につけることを目的として、包括的な専門能力開発プログラムを立案するものとする。

第5条 — 会合

1. 当該年度および（または）次年度の計画と目標を話し合うため、本クラブおよび理事会の年次総会を毎年5月末日までに開催する。
2. 本クラブの例会は、原則毎月第2、第4木曜日に開催する。例会に関するあらゆる変更または例会の取り消しは、クラブ会員全員とスポンサーロータリークラブ担当委員会並びに事務局にしかるべき通知を行う。
3. 本クラブの各会員は、クラブの例会の少なくとも60%に出席するものとする。
4. 理事会の会合は、会員の都合に合わせて毎月1回以上開催する。理事会の臨時会合は、会長または理事2名の要請により招集され、開催にあたってはしかるべき通知を行う。
5. スポンサーシップの関係における責務と義務を確認するため、原則として本クラブ例会にスポンサーロータリークラブの会員1名以上が、出席するものとする。
6. 本クラブ例会を欠席した会員は、次のいずれかの方法で欠席をメイクアップできる。
 - (a) ほかのローターアクトクラブまたはロータリークラブの例会に出席する。または、
 - (b) クラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが実施する地域社会の行事に出席し、参加する。または、
 - (c) RIの国際大会、大会前会議、ロータリーまたはローターアクトの地区大会（あるいは多地区合同大会）または研修セミナー、あるいは理事会が認めたほかの会合に出席する。
7. 正会員の過半数をもって、例会あるいは臨時会合の定足数とする。理事会の会合はすべて4名の理事をもって定足数とする。ただし、そのうちの1名は会長または副会長でなければならない。

第6条 — 会員資格

1. 大津ローターアクトクラブの会員資格は、原則として30歳の誕生日を迎えた翌6月30日までとする。

第7条 — 入会金および会費

1. 新会員の入会金は、2,000円とする。年会費は会員1人あたり30,000円とする。
2. 入会金および会費を全額納付することにより、正会員として認められる。

第8条 — 入会の方法

1. 会員は、入会候補者を推薦できる。入会候補者は、入会を要請できる。ほかのクラブは、そのクラブから移転する会員もしくはそのクラブの元会員を推薦できる。
2. クラブは、7日以内にこの候補者の入会を承認または拒否し、その候補者に決定を通知すべきである。

第9条 — 会員の資格の喪失

1. 会員は次の事由によりその資格を失う。
 - (a) 退会
なお、退会しようとする会員はその年度の会費を納入して、退会届を提出しなければならない。
 - (b) 死亡
 - (c) 破産または後見開始もしくは保佐開始の審判
 - (d) 除名

第10条 — 除名

1. 会員が次の各号の一つに該当するときは、総会の決議を経て、スポンサーロータリークラブの承諾を得ることで、これを除名することができる。
 - (a) 本クラブの目的遂行に反する行為のあるとき。
 - (b) 本クラブの秩序を乱す行為のあるとき。
 - (c) 会費納入の義務を履行しないとき。
 - (d) その他会員として適当でないと認められるとき。

第11条 — 改正

1. 本細則は、定足数の会員が出席している例会または臨時会合において、正会員の過半数の賛成票をもって改正することができる。ただし、このような投票を行う意向は、少なくとも投票の7日前までに、定足数の会員が出席しているクラブ会合において予告し、かつスポンサーロータリークラブがその改正を承認していることを条件とする。
2. 本細則への変更は、標準ローターアクトクラブ定款およびロータリー章典と矛盾してはならない。

[2019年10月RI理事会 決定57により改定版を参考にした]

大津ローターアクトクラブにより2022年11月26日に採択
大津ロータリークラブにより2022年12月6日に承認



Rotary
大津ロータリークラブ

